## 鳥取県選挙管理委員会告示第 18 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中村はるみち後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年鳥取県選挙管理委員会告示第90号(政治団体の収支に関する報告書の要旨について)の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

## 改正後

政治団体の名称 中村はるみち後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 中村晴通 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市議会 議員

報告年月日 平成19年3月28日

- 1 略
- 2 支出総額 3,989,658円
- 3 翌年への繰越額 280,450円
- 4 略
- 5 支出の内訳

経常経費 2,228,495円

人件費 650,000円

光熱水費 79,781円

備品·消耗品費 155,429円

事務所費 1,343,285円

政治活動費 1,761,163円

組織活動費 77,430円

機関紙誌の発行その他の事業費 473,963円

機関紙誌の発行事業費 331,353円

宣伝事業費 142,610円

調査研究費 7,235円

<u> 寄附・交付金</u> 1,202,535円

6及び7 略

## 改正前

政治団体の名称 中村はるみち後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 中村晴通 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市議会 議員

報告年月日 平成19年3月28日

- 1 略
- 2 支出総額 2,787,123円
- 3 翌年への繰越額 1,482,985円
- 4 略
- 5 支出の内訳

経常経費 2,228,495円

人件費 650,000円

光熱水費 79,781円

備品・消耗品費 155,429円

事務所費 1,343,285円

政治活動費 558,628円

組織活動費 77,430円

機関紙誌の発行その他の事業費 473,963円

機関紙誌の発行事業費 331,353円

宣伝事業費 142,610円

調査研究費 7,235円

6及び7 略